

別冊 2

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則に基づく  
事業者設定基準および燃料費調整制度に係る事項の届出補正書

東北電力株式会社

(別 表)

	事業者設定基準	設定の根拠となる条項
別紙1	第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準	第6条第5項
別紙2	第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準	第6条第5項
別紙3	第8条第1項第2号に掲げる基準について実情に応じて設定した基準	第8条第2項
別紙4	第9条第4項第4号に規定する基準に代わるものとして設定した基準	第9条第2項
別紙5	特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準	第18条第4項
別紙6	燃料費調整制度における換算係数	第40条第2項
別紙7	燃料費調整制度における基準調整単価	第40条第4項

第6条第2項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第6条第5項関係]

1. 第6条第2項に規定する基準

事業者は、前項の規定により同項第六号に掲げる部門に整理された基礎原価等項目を、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第五号までに掲げる部門にそれぞれ配分することにより整理しなければならない。

2. 設定した基準

	配分基準
賃借料（借地借家料を除く）	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）（活動帰属基準）
電気事業報酬（特定固定資産）	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）（配賦基準）

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち借地借家料以外の費用については、賃借物件だけでなく自己所有物件とも関連があることから、自己所有物件及び賃借物件の合計床面積比を用いることが適切であり、当該費用の発生により関連が見られる「各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

電気事業報酬のうち特定固定資産に係るものについては、販売部門を含む各部門の事業運営に要する費用であることから、当該費用の発生により関連が見られる「各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

第6条第4項に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
 [第6条第5項関係]

1. 第6条第4項に規定する基準

事業者は、前項の規定により各部門に整理された第一次整理原価について、販売費の部門の第一次整理原価を、基礎原価等項目ごとに、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、給電設備に係る第一次整理原価（以下「給電費」という。）、調定及び集金に係る第一次整理原価（以下「需要家費」という。）並びにその他販売費（以下「一般販売費」という。）に配分することにより整理し、様式第四により販売費整理表を作成しなければならない。

2. 設定した基準

	配分基準
賃借料（借地借家料を除く）	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）（活動帰属基準）
電気事業報酬（特定固定資産）	各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）（配賦基準）

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

賃借料のうち借地借家料以外の費用については、賃借物件だけでなく自己所有物件とも関連があることから、自己所有物件及び賃借物件の合計床面積比を用いることが適切であり、当該費用の発生により関連が見られる「各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

電気事業報酬のうち特定固定資産に係るものについては、販売事業の運営に要する費用であり、当該費用の発生により関連が見られる「各部門業務用建物床面積比（建物については、自己所有物件及び賃借物件とする。）」を設定することとした。

第8条第1項第2号に掲げる基準について実情に応じて設定した基準  
[第8条第2項関係]

1. 第8条第1項第2号に掲げる基準

事業者は、前条の規定により整理された送配電非関連費（需要家費及び一般販売費を除く。以下この項において同じ。）を、基礎原価等項目及び購入販売電源項目ごとに、次の各号に掲げる基準により、販売電力量にかかわらず必要な送配電非関連費（以下「送配電非関連固定費」という。）及び販売電力量によって変動する送配電非関連費（以下「送配電非関連可変費」という。）に配分することにより整理し、様式第五により送配電非関連費明細表を作成しなければならない。ただし、火力発電費であって、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第三項に規定するばい煙処理施設に係る送配電非関連費（以下「環境対策費」という。）については、送配電非関連可変費に配分することにより整理しなければならない。

一 （省略）

二 給料手当、給料手当振替額(貸方)、雑給、消耗品費、修繕費、委託費、養成費、諸費、他社購入電源費、建設分担関連費振替額(貸方)、附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)及び他社販売電源料にあつては、送配電非関連固定費又は送配電非関連可変費

三 （省略）

2. 設定した基準

	配分基準
給料手当	全額を送配電非関連固定費に配分する。
給料手当振替額（貸方）	全額を送配電非関連固定費に配分する。
雑給	全額を送配電非関連固定費に配分する。
消耗品費	水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電費及び給電費用にあつては、送配電非関連固定費と送配電非関連可変費の比が1：1となるように配分する。
修繕費	全額を送配電非関連固定費に配分する。
委託費	全額を送配電非関連固定費に配分する。
養成費	全額を送配電非関連固定費に配分する。
諸費	全額を送配電非関連固定費に配分する。
他社購入電源費	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費、電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分する。
建設分担関連費振替額（貸方）	全額を送配電非関連固定費に配分する。
附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）	全額を送配電非関連固定費に配分する。

他社販売電源料	電力量の多寡によらない料金を送配電非関連固定費，電力量に応じて変動する料金を送配電非関連可変費に配分する。
---------	---

第9条第4項第4号に規定する基準に代わるものとして設定した基準  
[第9条第2項関係]

1. 第9条第4項第4号に掲げる基準

事業者は、送配電非関連需要について、第一項又は第二項の規定により算定された値を基に、次の各号に掲げる割合を算定しなければならない。

一 (省略)

二 (省略)

三 (省略)

四 非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうち非特定需要及び特定需要ごとの発受電量の占める割合

2. 設定した値

非特定需要及び特定需要の発受電量を合計した値のうち非特定需要及び特定需要ごとの発受電量のうち水力発受電量、火力発受電量、原子力発受電量、新エネルギー等発受電量の占める割合により算定する。

3. 事業者の実情に応じた値により算定することが適当である理由

第9条第4項第4号に定める割合に比べ、より適切な整理を行うための客観的かつ合理的な値として、〔2. 設定した値〕に掲げる値を設定することとした。

特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準  
[第18条第4項関係]

第18条第4項の規定による基準は、以下のとおり設定する。

1. 契約種別

契約種別は、特定需要について電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等の差異を反映させ、以下のとおり設定する。

需 要 種 別	契 約 種 別
特定需要	定額電灯，従量電灯，臨時電灯，公衆街路灯，低圧電力， 臨時電力，農事用電力

2. 料金制

料金制については、最低料金制または基本料金と電力量料金とを組み合わせた二部料金制を基本とする。また、需要電力が極めて小規模な需要は定額料金制を適用する。

特に、電灯需要の電力量料金は、原則として使用電力量を3段階に区分し、それぞれ異なる料金率を適用する3段階料金制とする。

3. 料金率

料金率は、特定需要の原価に準拠し、契約種別ごとの電力使用原単位、季節間格差、年間の使用時期、使用頻度などの電気使用形態や供給原価を構成する要素を勘案して、これまでの料金制度の変遷、沿革、供給原価構造の変化、料金改定の主旨等を踏まえながら、各契約種別ごとの原価、料金負担が公平になるよう定めるものとする。

(1) 基本料金率

基本料金率は、原則として1月を単位とし、需要の使用する負荷設備、最大電流等を基準に定めるものとする。

なお、電力需要の基本料金率は、需要の力率差による供給原価の適切な負担を適宜反映するものとする。



## (2) 電力量料金率

### イ. 電灯需要

電灯需要の電力量料金率は、原則として、供給区域内の平均的使用量等を勘案し、使用電力量を3段階に区分し次により定める。

(イ) 第1段階の使用電力量の料金率については、(ロ)の料金率より低廉なものとする。

(ロ) 第2段階の使用電力量の料金率については、おおむね平均費用に基づくものとする。

(ハ) 第3段階の使用電力量の料金率については、限界費用の上昇傾向を反映したものとする。

(ニ) 第1段階と第2段階の使用電力量の区分は1需要家1月につき120キロワット時とし、第2段階と第3段階の使用電力量の区分は、1需要家1月につき300キロワット時とする。

### ロ. 電力需要

電力需要の電力量料金率は、夏季とその他季の原価の季節間格差を勘案して、夏季とその他季をそれぞれ定めるものとする。

(別紙6)

燃料費調整制度における換算係数  
[第40条第2項関係]

石	油	0.0259
液	化天然ガス	0.2563
石	炭	0.8915

(別紙7)

燃料費調整制度における基準調整単価  
[第40条第4項関係]

区 分	単 位	基準調整単価 円 銭 厘
(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A		
電灯		
10Wまで	1 灯	0.765
20Wまで	〃	1.529
40Wまで	〃	3.059
60Wまで	〃	4.588
100Wまで	〃	7.647
100W超過 100Wまでごとに	〃	7.647
小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	2.285
100VAまでの機器	〃	4.568
100VA超過 100VAまでごとに	〃	4.568
ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0.062
100VAまで1日につき	〃	0.123
100VA超過 500VAまでの 100VAまで ごとに1日につき	〃	0.123
500VA超過 1kVAまで1日につき	〃	1.233
1kVA超過 3kVAまでの 1kVAまで ごとに1日につき	〃	1.233
ハ. 臨時電力 1日につき	1 kW	1.296
ニ. 農事用電力B (育苗温床用電力) 1日につき	1 kW	2.332
ホ. 農事用電力 (脱穀調整用電力) [附 則] 1日につき		
0.5kW	1 契約	0.323
1kW	〃	0.648
2kW	〃	1.296
3kW	〃	1.943
3kW超過 1kW増すごとに	〃	0.648
(2) 従量制供給	1 kWh	0.197